

会議の位置づけ

- 死因究明等推進基本法第30条で定める「死因究明等推進地方協議会」の位置づけとし、死因究明等に関する施策の検討等を行うために開催。

死因究明等推進基本法(抜粋)

第五章 死因究明等推進地方協議会

第三十条 地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。

これまでの経緯

- 「死因究明等推進協議会(仮称)設置準備会」を経て、令和4年度に第1回協議会を開催。今年度は、4回目の開催となる。

準備会

第1回(H31.02.20)
第2回(R元.12.23)



協議会

第1回(R4.08.30)
第2回(R5.09.08)
第3回(R6.09.03)

協議事項

- ① 死因究明等(死因究明及び身元確認)に関する施策の検討
- ② 当該施策の推進、検証及び評価、取組内容の精査

進め方

- 奈良県においては、情報の共有、取組の連携に向けた意見交換を実施。
- 最終的には、本県の状況に応じた施策の策定及び実施、死因究明等に係る計画の立案・策定につながるよう、関係機関間で協議を進捗させていくこととしたい。

イメージ

第1ステップ

各関係機関・関係者の取組及び課題の共有、意見交換

第2ステップ

死因究明等に係る各関係機関の重点項目の抽出、取組内容の精査

今回

第3ステップ

死因究明等に係る計画の立案・策定、重点項目の予算化及び実施・展開

令和7年度奈良県死因究明等推進協議会について

進め方

イメージ

第1ステップ

各関係機関・関係者の取組及び課題の共有、意見交換

第2ステップ

死因究明等に係る各関係機関の重点項目の抽出、取組内容の精査

第3ステップ

死因究明等に係る計画の立案・策定、重点項目の予算化及び実施・展開

これまでの協議会

令和4年度

第1ステップ「課題共有・意見交換」

課題共有や解決方法の提案、県への要望等

令和5年度

第1ステップ「課題共有・意見交換（孤独死にフォーカス）」

令和4年度と同様、課題共有や解決方法の提案、県への要望等

令和6年度

第2ステップ「重点項目の抽出」

「検案・解剖等の実施体制の充実における連携体制」「自宅死・孤独死の実態把握など公衆衛生上の施策検討への活用」に重点的に取り組むことが決定。

協議会議事録等のホームページ公開。

令和7年度

重点項目に対する取組状況の共有と意見交換

令和6年度協議会において決定した重点項目、
「**検案・解剖等の実施体制の充実における連携体制（検案医の確保）**」
「**自宅死・孤独死の実態把握など公衆衛生上の施策検討への活用**」

について、事前調査票を基に、各機関の取組状況を共有する。

各機関の抱える課題等を確認し、意見交換を行う。